

## 瀬戸内市営繕工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、瀬戸内市が発注する営繕工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「週休2日」

①「完全週休2日(土日)」 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所(現場休息)日に指定するものとする。

②「月単位の週休2日」 対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

③「通期の週休2日」 対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「週休2日工事」 週休2日を実施する工事をいう。

(3) 「対象期間」 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 「現場休息」 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(週休2日の達成基準)

第3条 週休2日の達成基準は次のとおりとする。

(1) 「完全週休2日(土日)」 対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

- (2) 「月単位の週休2日」 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- (3) 「通期の週休2日」 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

- 2 前項において、現場閉所（現場休息）を土曜日及び日曜日としない場合においては、受発注者間で協議した指定曜日で判断するものとし、第一号の場合の指定曜日は同一の週内において変更するものとする。
- 3 現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### （対象工事）

第4条 週休2日工事は、瀬戸内市が発注する原則全ての営繕工事に適用する。ただし、工事の内容等により対応が困難なものは対象外とすることができる。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記する。
- 3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

#### （実施方法）

第5条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

- 2 週休2日工事の実施に当たっては、別に定める週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

#### （積算方法等）

第6条 発注者は、週休2日工事において、月単位の週休2日の達成を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数1.02を乗じて工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

#### （設計変更）

第7条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において完全週休2日（土日）を達成した場合は、前条の補正に加え、現場管理費に補正係数1.01を乗じるものとする。

2 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、前条の補正係数を1.00に変更するものとする。

3 前2項の規定は、契約書第26条の規定に基づき契約変更する。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとし、完全週休2日（土日）を達成した場合は、同項目でさらに評価する。なお、月単位の週休2日を達成することができなかった場合においても減点を行わないものとする。

（履行証明書）

第9条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成が確認できた上でしゅん功検査に合格した場合、受注者に対し、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。